

避難行動要支援者名簿についてのご説明

1. 避難行動要支援者名簿とは？

要介護認定を受けておられる方や障害者手帳をお持ちの方など、災害時の避難に特に支援が必要な方（避難行動要支援者）を把握するために、災害対策基本法に基づき町が作成した名簿です。

2. 名簿対象者は？

田原本町では、ご自宅で生活し、かつ、下記のいずれかに該当する方を「避難行動要支援者」と定め、避難行動要支援者名簿に掲載しています。長期入院や施設入所等によりご自宅にいらっしゃらない方は、名簿対象者に該当しません。

- ① 単身世帯又は高齢者のみの世帯に属する高齢者（75歳以上）で、要支援1・2又は要介護1・2の認定を受けている方
- ② 要介護認定3以上の方
- ③ 障害者手帳1・2級（肢体、視覚、聴覚・言語、内部）を所有する方
- ④ 療育手帳A判定所持者
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1級所持者
- ⑥ 重症難病患者（特定疾病医療受給者）
- ⑦ その他避難支援等関係者が支援の必要を認めた方

3. 名簿の活用方法は？

災害発生時には、安否確認や避難支援等に必要な限度で名簿情報を民生児童委員、自治会長等に提供する場合があります。

また、災害発生時にスムーズな避難支援等を行えるようにするために、ご同意いただいた方については、災害が発生していない平常時から名簿情報を民生児童委員、自治会長等に提供します。

4. 個人情報の取扱いは？

名簿情報については、町及び避難支援等関係者に守秘義務が課されます。個人情報を適切に管理し、避難支援等に関する目的以外には使用しません。

5. ご注意いただきたいこと

同意・不同意等のご意向については、変更の申し出がない限り自動継続としますので、同意・不同意のご意向を変更したい場合や、長期入院・施設入所等からご自宅に戻られた場合は、意向確認書を改めてご提出ください。

なお、支援者が避難支援等について法的責任や義務を負うものではありません。災害発生時には、支援者も被災する可能性があり、速やかな支援が難しい場合もありますことをご理解ください。